

市役所の木曜日の夜間窓口について(受付日:令和7年6月6日)

Q 木曜日の夜間窓口に対応していない窓口があるので困る。サービス向上のため、全ての窓口で対応して欲しい。

A 本市では、仕事などの都合により日中の業務時間に市役所にお越しいただくことが難しい方々にも対応できるよう、市民課、市民税課、収納課、保険年金課など(証明書発行、市税に関する手続き、市税の納付など)、一部の手續について木曜日に限り午後7時まで受付時間を延長しております。

また、コンビニ交付サービスやオンライン申請など、デジタル技術を活用し来庁せずに各種手続きができるサービスの拡充により、市民の皆様様の各種手續の利便性向上に努めております。

この度のご提言については、市民サービスのさらなる向上を願ってのご意見と受け止めておりますが、市の業務は多岐に渡るため、特にご利用の多い業務を中心に夜間窓口を設けております。

現時点では、現在の体制で夜間窓口業務を継続する予定ですので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今後も、市民の皆様からいただくご意見や窓口の利用状況などを参考にしながら、より良いサービスの提供に努めてまいります。

総務部 総務課